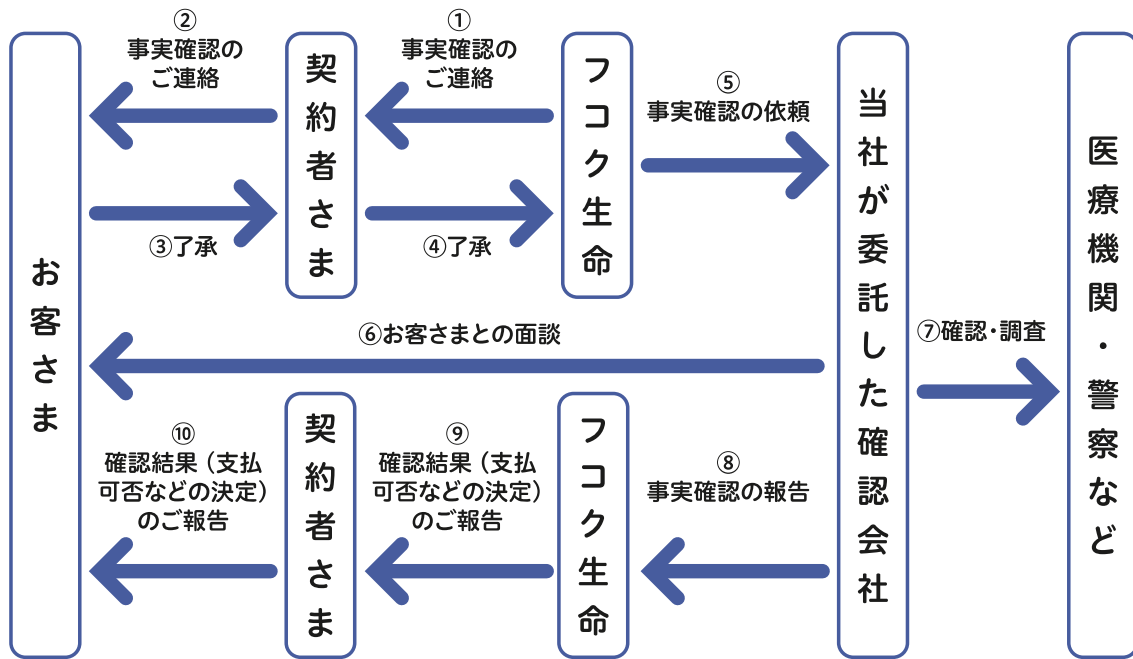


## ご請求内容に関する事実確認について

ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態や障がいの状態、事故の原因などについて、詳細な「確認」「調査」（医療機関や警察への確認を含む）および「照会」（以下「事実の確認など」）をさせていただく場合があります。

その場合は、事前に契約者（企業・団体など）さまにご連絡します。契約者さまから、被保険者や受取人にご連絡いただいたうえで、当社より委託した確認会社の担当者がお伺いいたします。



- ・「事実の確認など」をさせていただく場合には、通常45日、特別な照会や調査が必要な場合は、その種類により60日または180日以内にお支払いいたします。
- ・「事実の確認など」に時間がかかり、お支払いが遅れることがあります。上記の日数以内にお支払いができなかった場合には、お支払いすべき金額に、法令に定められた所定の遅延利息をあわせてお支払いします。
- ・必要な事実の確認に際し、契約者、被保険者、受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは当該事実の確認が遅延した期間の遅延の責任は負わず、その間は保険金などを支払いません。
- ・「事実の確認」などの結果、最終的にはお支払いできない場合もあります。

### 個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を次のとおりに取扱います。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
  - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ④その他保険に関連・付随する業務
- 団体保険のため、契約者（企業・団体など）をとおしてすべてのお手続きを行います。